

6	3	VI
315		302

昭和二十七年度認証申請の修士課程（研究科並に専攻等の複数を含む）をもつ大学院審査要領

一、昭和二十七年度認証申請の大学院の審査は「大学院審査に関する申合せ」による。

二、大学院審査会に次の分科会を置き、委員はその専攻に応じて分属する。

- 分科会は大学院研究科及び教員組織の審査を行う。
  - オ一分科会（法、政等）
  - オ二分科会（理、農、機械、経営等）
  - オ三分科会（哲、史、文、神、仏等）
  - オ四分科会（工、地等）
- 三、申請大学院を大学院別に総合審査するため大学院審査会に次の部会を置き、それぞれ担当大学の審査に当る。

- オ一 部会　青山学院大学、駒沢大学、明治大学、聖心女子大学
- オ二 部会　玉川大学、東洋大学、専修大学、近畿大学、高野山大学
- オ三 部会　陝西学院大学、立命館大学

#### 備考

1. 大学院は整備充実せられた学部の基礎の上に設置せられるものであるから、学部の整備状況と大学院との関連については特に留意して審査すること。
2. 教員組織並びにそれと学生定員との関連等については厳正に審査する。
3. 委員はその関係する大学院の審査には参加しないこと。

春	243
---	-----